

令和5年度第1回豊山町いじめ問題対策連絡協議会会議録

- 1 開催日時 令和5年9月26日(火) 午後2時00分～午後3時30分
- 2 開催場所 豊山町役場 会議室3・4
- 3 出席者 豊山町いじめ問題対策連絡協議会委員
豊山町立小中学校代表 新栄小学校長 松永 千鶴
豊山町立小中学校代表 豊山中学校長 篠田 弘男
豊山町スクールソーシャルワーカー 滝 仁美
愛知県中央児童・障害者相談センター 児童相談課主事 岩波 彩果
愛知県西枇杷島警察署 生活安全課 小田 雅晶
豊山町生活福祉部 子ども応援課長 加藤 義紀
事務局
教育長 北川 昌宏
教育委員会事務局長 安藤 憲司
教育参事 小出 泰司
学校教育課長 菊地 智行
教育専門員 小坂井 美衣
学校教育グループ長 山永 五香
- 4 議題 (1) 本町のいじめ対策に関する組織と役割について
(2) 本町におけるいじめ問題の現状と対策について
(3) 意見交換
- 5 資料 資料1 令和4年度 豊山町いじめ問題対策連絡協議会委員名簿
資料2 豊山町いじめ問題対策連絡協議会等設置要綱
資料3 豊山町いじめ防止基本方針
資料4 令和5年度 豊山町いじめ問題専門委員会委員名簿
資料5 豊山町いじめ防止基本方針に基づく組織
資料6 豊山町いじめ問題の現状と取組について
資料7 豊山町いじめアンケート集計
資料8 豊山町いじめ問題等対策委員会保護者向けリーフレット
「スマートフォン・インターネットの安全な使用について
(お願い)」
- 6 議事内容
司 会： 本日は、大変ご多用のところ、本会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日の会の進行を務めさせていただきます、豊山町教育委員会事務局の山永と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、ただ今より「令和5年度 第1回 豊山町いじめ問題対策連絡協議会」を始めさせていただきます。

はじめに北川教育長より挨拶を申し上げます。

教 育 長： 本日はお忙しい中、豊山町いじめ問題対策連絡協議会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。また、協議会の委員をお引き受けいただきまして感謝申し上げます。

さて、本町では、平成30年に「豊山町いじめ防止基本方針」を策定した他、いじめ防止対策推進法に基づいた組織体制や運用について整備しております。令和元年に、本会「いじめ問題対策連絡協議会」を立ち上げたところでございます。また、重大事案が生じた場合に調査を実施する「いじめ問題専門委員会」とともに組織の位置づけを明確にすることで、いじめ防止の対策を総合的、かつ、効果的に推進することができ、いじめ等に迅速に対処できるようになったと考えております。

昨今の状況を見ますと、経済格差の拡大でありますとか、ネット社会の進展などで、社会で発生している様々な要因が、学校をはるかに超えて、圧倒的な影響を子どもたちに与えて、洪水のように押し寄せていると、このような状況だろうと思います。

子どもたちにとって良好な生育環境を確保することがとても難しい時代になったなというふうに思います。学校だけでは対応することは難しく、私達関係者が連携を一層強化して取り組んでいくことが何よりも、大切だろうと思っております。

昨年度は、こうした状況の中で2年ぶりに本協議会を開催し、それぞれの立場からいじめに対するご指導・ご意見をいただきました。本日の協議会では、こうした本町のいじめの現状と現在行っている対策を基本に様々なご意見を頂戴しまして、連携を一層強化してまいりたいと思います。

本年度につきましても、皆様のお力添えをいただきながら、教育委員会としてしっかり取り組んでまいります。どうかよろしく願いいたします。

司 会： ありがとうございます。

次に、委嘱状の伝達に移らせていただきます。

本来ならば、教育長よりお一人お一人に伝達させていただくのが本位ではありますが、時間の都合上、机上に配付させていただくことで、伝達にかえさせていただきます。

司 会： 続きまして、本年度初めての会となりますので、自己紹介をお願いしたいと思います。

—委員・事務局 自己紹介—

司 会： 次に、会長の選出及び職務代理者の指名に移らせていただきます。【資料2】の「豊山町いじめ問題対策連絡協議会等設置要綱」をご覧ください。第6条第2項により「会長は、委員の互選によって定める」とあります。どなたかご意見がありましたら、発言をお願いします。

（「事務局、一任」の声）

ただ今「事務局、一任」の声がありましたので、新栄小学校長 松永委員に会長をお願いしたいと思います。

異議がなければ、拍手でご承認をお願いします。

（拍手）

ありがとうございました。

それでは、松永会長は座席の移動をお願いします。

（会長 座席移動）

次に、第6条第4項に「会長の事故あるとき、又は会長が欠けたときには、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理するとありますので、松永会長に指名していただきたいと思います。

会 長： 職務代理者に、豊山中学校長の篠田委員を指名させていただきます。

司 会： それでは、職務代理者は、篠田委員をお願いします。

続きまして、松永会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

会 長： 皆様のご承認いただきまして、この会議の会長を務めさせていただきます。新栄小学校 松永と申します。よろしくお願いいたします。微力ではございますが、豊山町のいじめ防止について、各機関と連携を図りながら、未然防止に向けて良い提案ができればと考えております。よろしくお願いいたします。

司 会： それでは、議題に入ります。

これより、会の取り回しは、松永会長をお願いしたいと思います。

会 長： それでは、議題1「本町のいじめ対策に関する組織と役割」について、事務局、説明をお願いします。

学校教育課長： —説明—

会 長： この件について何かご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。

（質問等 なし）

会 長： 次に、議題2「本町におけるいじめ問題の現状と対策」について、事務局、説明をお願いします。

教育参事： —説明—

会 長： この件について何かご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いします。

委 員： このいじめアンケートの形式は何年ぐらい続いているのでしょうか。

教育参事： 昨年この場で資料をお出しするのに前年度と比較をしていく必要がありましたので、アンケート内容を確認した時には、令和3年度と全く同じでした。その前の年までは同じ形だったことは確認しています。大きく変わっているところは多分ないかと思います。

委 員： このアンケートを年3回実施であり、いじめの早期発見に繋がったり、あるいはずっと同じ形式であることで、経年比較もできたりという点ではとてもいい取り組みだと思います。

ただ、スクールソーシャルワーカーとして児童生徒や家庭と関わる中で、家庭の貧困問題やヤングケアラー等の問題もいじめに繋がるということがあるのではないかなと感じています。

また、近年小学校高学年から中学生においては、SNSのトラブルが多く、ますますいじめが大人の目の行き届かないところで起きやすくなっていると感じています。各学校では年に3回、このいじめのアンケートに併せて教育相談アンケートも実施されていると思います。いじめの4項目にプラスして、例えば、家でお手伝いしていますかとか、あるいはSNSの利用状況など家庭生活の様子が見えるような質問項目を新たに加えることも検討されてもいいのかなと思います。

会 長： それでは、議題3の情報交換に移ります。

今、家庭のことが少し気になるということがありましたので、これに関連して何かありますでしょうか。

委 員： いじめのことで、学校が入り込めない事案が増えてきています。こういった場合は関係諸機関にお願いするしかありません。資料7「いじめられたことがありますか」の質問で中学1年生が一番多い現状があります。小学校の段階でいじめおよび問題行動が既に起きていて、継続しているように思います。家庭の問題、またはプライバシーや個人情報というような壁ができてしまい、なかなか立ち入れない状況になってきています。いじめ問題として関わり解決していくとことが、非常に難しくなってきました。我々は家庭には入れませんが、それでも関わりなが

ら対応しています。いろいろな方が、いろいろな形で関わる必要がありますので、増えてくるといいなと思います。また、小学校と中学校がもっと連携していかなければいけないと思います。特に年度末の情報交換の場だけではなく、今でも必要なときに互いに情報共有しておりますので、日常での小中の連携をさらに進めていく必要があると考えております。

会長： 学校だけでは難しいという話が出ておりますが、関係諸機関のお力添えをいただけることは大変ありがたいことです。家庭や保護者のことについてご意見をうかがえたらと思いますので、お願いいたします。

委員： 先生方が先ほど言われていたように、家庭の問題が背景にあるというのはまさしくその通りで、本当に大きく影響していると思います。家で認められていなくて自己肯定感が低く、自分を確立するためにいじめをしてしまうというケースもあると感じます。家庭で嫌なことがないかどうかということは、いじめ問題を考える上でも大切な視点ではないかと思えます。この対策連絡協議会等も含めて気になる家庭について連携していくことは、いじめ防止という観点でも大切ですので、今後とも情報共有等連携をよろしくお願ひしたいと思えます。

会長： 福祉の観点からお話を伺えますでしょうか。

委員： いじめに関する相談というのはここ何年かありません。いじめられている子どもさんからの相談というよりも、あるとすれば、保護者からの相談かなと思っています。

要保護児童対策を担当しておりますが、そこまで深く掘り下げてないからかもしれませんが、そのケースの中ではその子どもさんたちがいじめられている、いじめられてないというところまでは分かっていないというのが、現状としてはあります。ただ、何かあれば子どもさんとご家庭も含めた形で、それぞれの関係機関と協力しながら、どう対策していくのかということは、話し合いができると思っております。

先ほどヤングケアラーという話がありましたが、昨年実施したヤングケアラーのアンケートにいじめのことも選択肢があり、何%か小中学生の回答がありました。ヤングケアラーといじめに、多少なりとも関係性があるのかなということは、今回のアンケート結果から感じたところです。

会長： 人権の観点からお話を伺えますでしょうか。

委員： 6月中旬以降に各学校にSOSミニレターが届いていると思います。ミニレターの用紙にLINE相談などのQRコードが付いています。用紙を配ると、LINE相談が増えます。そちらの方が相談しやすい状況があるのだと思います。中部6県からの相談が名古屋法務局に届きます。ミニレターがこなくても、QRコードからLINE相談に繋がるようになっておりますので、その点はよいかと思います。

アンケートの集計方法は、3年間分ほどがわかるような資料がよいかと思います。

人権週間の取り組みの一つである全国中学生作文コンテストに、豊山中学校からたくさん応募がありました。ありがとうございます。先生方が読んでくださっていることがとても大事だと思っています。人権に関することを考える機会が子どもたちにあり、それを先生方が読む機会がある。それがとても大事なことだと思っています。

会長： 警察の視点からお願いできますでしょうか。

委員： 小中学生の保護者から子どもがいじめられているという相談を時々受けることがあります。警察としては、いじめに関して、殴った、蹴った、恐喝されたということであれば、事件化をするということもありますが、その前の段階で、相談のあった保護者に対して何を求めるかということをお伺いさせていただきます。事件化を求めるのか、行為者に対する指導や注意なのか、学校に話をしてほしいのか。いじめを受けた子どもや保護者の要望に合った対応をできるだけしていこうと思っています。

学校にも相談しているけれど、なかなか解決しないので警察に相談にきましたというケースも中にはあります。事件化しないものであっても、少年相談に対する対応として、行為者やその周りの子から聞き取りをするなど、どういう背景でこういうことがあったのかなどを聞き取りするなどし、そのいじめが解決するように話を進めていけたらなと思って、話を聞くということはありません。

警察にまで話をしてもらおうようなことではないというケースも中にはあると思いますが、保護者が学校での対応だけではまだ納得してないような状況であれば、警察に相談していただき、指導するということができます。もしそういったケースがあれば、連絡していただければと思っています。

いじめアンケートの中にある「いじめられてどうしましたか」というところで、最近私が多くなってきているのかなと思ったことがあります。

す。この中にはありませんが、SNSに頼るというものです。

いじめられた行為について、SNSに書き込みをした、旧Twitterやインスタグラムで誰か相談できる大人を探して相談をしたというケースが増えてきているのではないかなと思っています。

その相談で解決すればよいのですが、例えば性犯罪の被害者になりうることもありますし、いじめの相談がきっかけで、やり取りをしている相手に裸の画像を送ってしまうといったケースもあります。いじめの相談をしようと思っていたけれども、相談してくれている相手のいいように使われてしまうということもありますので、そういったところも防いでいかなければいけないと私たちも考えています。

会 長： SNSの発言が原因でいじめに発展するということがありますが、実際事件化するというのはどれくらいあるのでしょうか。

委 員： 例えば誹謗中傷があります。SNSがきっかけで恐喝、暴行、傷害に発展すれば事件化になりますが、いやがらせや悪口、例えばSNSのグループを外されたということになると、事件化するのが難しくなってきますので、行為者やグループからの聞き取りや指導をすることになります。そうすることによって相談者の保護者に、警察の立場から例えば仲間外れにされた理由を説明することができますので、保護者が納得いく形になるのかなと思っています。

委 員： 本町の学校ではありませんが、いじめを受けた子の保護者が、いじめを受けたので登校させませんと言われました。学校としては、保護者の話だけではなく、子どもにも事情を聞きたいわけです。でも、子どもに会わせてもらえず、深刻な状況になってきた。相手を特定できない、でもいじめを受けて、ずっと休んでいる。そういう場合でも、相談したら、保護者から話を聞くなどのことはできるのでしょうか。

委 員： 保護者から話を聞くというよりは、警察が自宅を訪問して、子どもと話をさせてくれないかという説得をするということになります。

教 育 長： 警察が犯罪性もないのにその家庭に入り込める根拠ということなののでしょうか。

委 員： あくまで犯罪に発展するおそれがあるという犯罪の予防という観点となります。

教 育 長： 学校という組織の中でどうしようもない状態があり、先生方も非常に苦労しています。保護者の家庭状況やSNSなどもかなり影響を受けていると思われま。そういう状況の中で保護者に指導をするというような

仕組みなり、取り組みなりは警察もされているのですか。

委員： もちろん子どもからの聞き取りと指導もしますが、背景に保護者があるようなことがあれば、個別に話を聞いて、保護者に対しても、子どもに対しても、指導をします。また、保護者が何かをやらせているというケースであれば、保護者が教唆犯として犯罪になる恐れもあるのでということで指導しています。

会長： 児童相談所に子どもからいじめに関する相談はありますか。

委員： 不登校の相談を受けて、その背景にいじめがからんでいようなことはありますが、件数的には少ないです。

会長： 保護者からのいじめに関する相談は受けたりしますか。

委員： 不登校で困っていますというのはあります。学校でいじめがあつてという話になると、児童相談所だけで対応できないので、学校と連携してという形になります。

委員： 事案が明確になっていない限りは、対応は難しいですか。

委員： 調査という形でうちの機関が入ることはできます。現状、怪我が起きているという状況であれば、現場にかけつけてということになりますが、その恐れがあるという段階であれば、丁寧に調査をして、保護者に聞き取りをするなどの対応になります。その場で一時保護というのは、おそらく難しいです。ただ学校から連絡をいただければ必要な調査や各機関との連携はできるので、ご連絡いただければと思います。

委員： ある意味虐待というのは保護者が生み出すいじめだと思えます。そういうことは明確にならないと調査はなかなか進められないですか。

委員： 予防という観点でとなると難しいと思います。要対協などで管理をしているケースであれば、福祉との連携になるかと思えます。予防という観点であれば、子ども応援課の対応になるかと思えます。調査や面接をしていく中で、実際に怪我がある、兄弟間差別があるといったことがあれば、関わっていくことになると思います。

委員： 今の話ですと、子ども応援課に一報いただければ対応していけるかと思えます。

会長： 様々な家庭がある中、なかなか入り込みにくいといったケースはありますか。

委員： ヤングケアラーや虐待案件で、はっきりとわかれば誰しものが対応しやすいと思うのですが、何か少しこの子気になる、心配だということではなかなか動きづらいと思います。小学校の低学年や、あるいはもう少し

幼い保育園・幼稚園の子たちに対するそういう声は結構、子ども応援課に入り、そこから聞き取り調査をします。小中学生であれば、SSWにも連絡をいただき、学校生活の様子を子ども応援課にお伝えすることを日々行っています。中学生ぐらいだと家庭のことを子どもも話さず、すごく難しいなと感じています。

委員： いじめアンケートや本人の訴えから分かったことは、経過観察もしやすいですが、SNS 関係だと対応が難しいです。

以前のケースですが、子ども同士は、互いにいじめた、いじめられたということを認めました。しかし、保護者はそれを認めなかったということがありました。

会長： こういったケースは警察でもありますか。

委員： 子どもは認めたけれど保護者が認めないというケースは、警察でも本当に多いです。実際に警察や学校に言った事実を、子どもが保護者に話さない、虚偽の話をするのは本当に多いです。いじめ行為に限らず犯罪行為に関してもそうです。保護者には、事実を言わないことがあります。警察でも、できる限り子どもから聞いた内容をはっきり伝えますが、保護者は子どもに聞いたけどそうは言っていない、警察が勝手に作っているのではないかというケースがあり、理解を得られるのに時間がかかることがあります。警察としては、事実をありのままに提示して理解をしてもらうということになります。SNS の履歴などを保護者に見せ、子どもの現状を把握してもらうことに取り組んでいます。そこまで見れば納得します。電話では納得しないことがありますので、来ていただいて内容を見せるなどします。

委員： いじめの定義は、受けた方がそう感じたらいじめじゃないですか。子ども同士が認めているのに保護者が認めない。けれども、それはいじめなんですよと保護者に対して理解させなければならぬと思うのですが。

会長： 保護者は、自分の子はしないだろう、そういう思いではなかったという思いがあり、なかなか認められないということがあります。

もちろん、受けた方がいじめだと感じればいじめです。

本校の教育相談では、1学期は担任の先生と面談をします。2学期以降は学校にいる先生であれば誰でも指名でき、面談する先生を児童が選べるようにしています。校長室に来て校長先生と面談をするという児童もいます。教頭や養護教諭、スクールカウンセラーなど、いろいろな先生に自分の思っていることを聞いてもらえるようにしています。もちろん担任との繋がりが一番ですが、担任以外にも相談できる、頼れる先生

がいることが大切だと考えて取り組んでいます。面談でも、「困っていることがあるのかな」と聞くと、「ないです」といって元気に答えます。自分の行き場があるということがいいのかなと思っています。

また、異学年交流として、6年生が1年生に掃除の仕方や一輪車の乗り方、入学直後には学校生活の約束を教えるなどしています。もちろん喧嘩をすることもありますが、やはり、人と関わったり、ありがとうと言ってもらえたりといったことも大切な経験だと思っています。

教 育 長： いじめを受けたがゆえに、精神を侵されたり、体調不良になったりする。それが、不登校につながる場合もあります。子どもで犯罪要件に該当した場合に、逮捕したり、拘留したりする場合はあるのですか。非常に悪質なものであれば、社会のルールを発達過程の中で教えることが大切だと思っています。こういうこと言うとまた、それはそれでいろんな意見があるでしょう。警察の人たちがそういうことまで踏み込むことはあるのでしょうか。

委 員： 傷害事件、恐喝事件というのは、中学生でも逮捕があります。基本的には警察としてどこまで動くかは14歳、触法行為かどうかで判断が変わるというのが現状です。14歳を超えていれば、積極的に事件化、家庭裁判所へ送致するということがすべきことかなと。自殺の関与罪や強要罪に当たる行為は、法律を汲み取ればかなり多いと思います。そういったことを保護者にも指導して、もう二度とやらないようにということをしています。次やったらってところが現状です。実際それを触法行為として事件化を積極的にすべきじゃないかというところもありますが、今の警察の現状としてはやっていないというところが、現実です。過激なものは、10歳とかでも事件化するということはあります。

会 長： 例えば教室の机に「死ね」といったような落書きをした場合はどのような扱いになるのですか。

委 員： 強要罪にあたる可能性というのはあり得る発言です。相手に死ぬことをさせようとしている、また、それで自殺していれば、自殺関与罪になります。さらに、教室に死ねと掘れば器物損壊にあたります。

会 長： ありがとうございます。

時間がまいりましたので、この辺りで終わらせていただきます。委員の皆様のご協力、ありがとうございました。

司会を事務局にお返しします。

司 会： では、その他に移ります。

本会は年2回の開催を予定しております。次回は、日時を調整させていただき、2月に開催したいと思います。1月には、ご案内を発送させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第1回豊山町いじめ問題対策連絡協議会を終わらせていただきます。本日はお忙しい中ありがとうございました。

令和5年度 第1回 豊山町いじめ問題対策連絡協議会次第

令和5年9月26日（火）午後2時

豊山町役場 3階 会議室3・4

1 あいさつ

2 委嘱状伝達

3 自己紹介【資料1】

4 会長の選出及び職務代理者の指名

- ・ 「豊山町いじめ問題対策連絡協議会等設置要綱」【資料2】

5 議 題

(1) 本町のいじめ対策に関する組織と役割について【資料3～5】

(2) 本町におけるいじめ問題の現状と対策について【資料6～8】

(3) 意見交換

6 その他

【資料1】

令和5年度 豊山町いじめ問題対策連絡協議会委員名簿

| 所 属 | 役 職 等 | 氏 名 |
|-----------------------|------------------------------|---------|
| 豊山町立小中学校代表 | 新栄小学校長 | 松 永 千 鶴 |
| 豊山町立小中学校代表 | 豊山中学校長 | 篠 田 弘 男 |
| スクールカウンセラー | 豊山中学校 新栄小学校 スクールカウンセラー | 三 宅 由 晃 |
| スクールソーシャルワーカー | 豊山町 スクールソーシャル ワーカー | 滝 仁 美 |
| 愛知県中央児童・障害者 相談センター | 児童相談課 主 事 | 岩 波 彩 果 |
| 豊山町人権擁護委員 | 人権擁護委員 | 西 脇 和 子 |
| 愛知県西枇杷島警察署 | 生活安全課長 | 圓 福 康 弘 |
| 豊山町生活福祉部 子ども応援課 | 子ども応援課長 | 加 藤 義 紀 |

<教育委員会事務局>

| 役 職 | 氏 名 |
|-----------|-----------|
| 教 育 長 | 北 川 昌 宏 |
| 教育委員会事務局長 | 安 藤 憲 司 |
| 教育参事 | 小 出 泰 司 |
| 学校教育課長 | 菊 地 智 行 |
| 教育専門員 | 小 坂 井 美 衣 |
| 学校教育グループ長 | 山 永 五 香 |

豊山町教育委員会告示第 3 号

豊山町いじめ問題対策連絡協議会等設置要綱を次のように定める。

平成 31 年 3 月 4 日

豊山町教育委員会教育長 北 川 昌 宏

豊山町いじめ問題対策連絡協議会等設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。)の規定に基づき、いじめの防止及び早期発見並びにいじめへの対処のための対策を効果的に推進するため、豊山町いじめ問題対策連絡協議会、豊山町いじめ問題専門委員会及び豊山町いじめ問題調査委員会(以下「協議会等」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(豊山町いじめ問題対策連絡協議会の設置)

第 2 条 いじめの防止に関する機関及び団体の連携を図るため、豊山町いじめ問題対策連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を置く。

(連絡協議会の所掌事務)

第 3 条 連絡協議会は、法第 14 条第 1 項に規定するいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るものとする。

(連絡協議会の組織)

第 4 条 連絡協議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから豊山町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱し、又は任命する。

- (1) 豊山町立小中学校の教職員
- (2) スクールカウンセラー
- (3) スクールソーシャルワーカー
- (4) 愛知県中央児童・障害者相談センターの職員
- (5) 人権擁護委員
- (6) 愛知県西枇杷島警察署の署員
- (7) 豊山町生活福祉部の職員
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が連携を必要と認める者

(連絡協議会の委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期

は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(連絡協議会の会長)

第6条 連絡協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、連絡協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(連絡協議会の会議)

第7条 連絡協議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、教育委員会が招集する。

2 連絡協議会の会議は、過半数の委員が出席しなければ、開くことができない。

(連絡協議会の関係者の出席等)

第8条 会長は、連絡協議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(連絡協議会の庶務)

第9条 連絡協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(豊山町いじめ問題専門委員会の設置)

第10条 いじめ防止のための対策を実効的に行うため、豊山町いじめ問題専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置く。

(専門委員会の所掌事務)

第11条 専門委員会は、教育委員会の諮問に応じて、法第1条に規定するいじめの防止等のための対策に関すること及び法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

(専門委員会の組織)

第12条 専門委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他教育委員会が必要と認めるもののうちから教育委員会が任命する。

(専門委員会の臨時委員)

第13条 教育委員会は、専門委員会に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が任命する。

3 臨時委員の任期は、前項に規定する任命の日から当該特別の事項に関する調査審議が終了した日までとする。

(専門委員会の委員長及び副委員長)

第14条 専門委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門委員会の会議)

第15条 専門委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、教育委員会が招集する。

2 専門委員会の会議は、過半数の委員(特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた臨時委員を含む。次項において同じ。)が出席しなければ、開くことができない。

3 専門委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(連絡協議会に関する規定の準用)

第16条 第5条、第8条及び第9条の規定は、専門委員会について準用する。この場合において、第8条中「会長」とあるのは、「委員長」と読み替えるものとする。

(豊山町いじめ問題調査委員会の設置)

第17条 法第30条第2項の規定に基づき、豊山町いじめ問題調査委員会(以下「調査委員会」という。)を置く。

(調査委員会の所掌事務)

第18条 調査委員会は、町長の諮問に応じて、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

(連絡協議会及び専門委員会に関する規定の準用)

第19条 第5条、第8条、第9条及び第12条から第15条までの規定は、調査委員会について準用する。この場合において、第8条中「会長」とあるのは「委員長」と、第9条中「教育委員会事務局」とあるのは「豊山町総務部総務課」と、第12条第2項、第13条第1項及び第2項並びに第15条第1項ただし書中「教育委員会」とあるのは「町長」と読み替えるものとする。

(委任)

第20条 この告示に定めるもののほか、協議会等の運営に関し必要な事項は、会長又は委員長がそれぞれ協議会等に諮って定めるものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月25日教委告示第4号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

豊山町いじめ防止基本方針【概要版】

第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

◇いじめの定義

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号、以下「法」という。)第2条において、いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と規定されている。

◇いじめ防止等の対策に関する基本理念

- (1) いじめは、どの子どもにもどの集団にも起こり得る身近で深刻な人権侵害事案である。
- (2) いじめの防止等に関する問題は、その解決に向けて地域社会の人々全体で真剣に取り組むべき問題である。
- (3) 学校、保護者、地域など全ての人々がそれぞれの役割を自覚し、子どもが安心して生活できる、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

◇いじめの防止に向けた方針

- (1) 町として
 - ア いじめの防止に関する基本的な方針を定め、いじめの防止及び解決を図るための施策を総合的に策定し、実施する。
 - イ いじめに関する相談体制の充実、学校、家庭、地域住民、関係機関等の連携の強化、その他必要な体制の整備に努める。
 - ウ 学校におけるいじめの実態の把握に努め、いじめに関する報告を受けた場合は、適切かつ迅速に必要な措置を講じる。
 - エ いじめ防止に向けて必要な啓発を行う。
- (2) 学校として
 - ア 教育活動全体を通して、誰もが安心して生活できる学校づくりを目指す。
 - イ いじめの未然防止を意識した教育活動を進め、発生した場合は早期解決に向けて保護者、地域、関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
 - ウ いじめの早期発見、早期対応、早期解決に向けて、校長のリーダーシップのもと、組織的かつ計画的に取り組む。
 - エ 相談窓口を明示し、定期的な調査や個別面談を通して一人一人の状況把握に努める。
- (3) 保護者として
 - ア 子どもの教育において第一義的責任を有するものであり、子どもがいじめを行うことのないよう、自他の命を大切にする心や他を思いやる心を育て、規範意識を身に付けさせること等に努める。
 - イ 保護者、学校、地域の人々との情報交換に努め、協働する。
 - ウ いじめの恐れがあると思われる場合は、学校及び関係機関に速やかに相談する。
- (4) 子どもとして
 - ア 何事にも精一杯取り組み、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない環境づくりに協力する。
 - イ いじめがあると思われるときは、当事者に声をかけ、周囲の大人に相談するなど、積極的に行動

するよう努める。

第2章 いじめの防止等のために町が実施する施策

◇協議会・委員会の設置

- ・豊山町いじめ問題対策連絡協議会（法第14条1項）関係機関の連携強化を図る。
- ・豊山町いじめ問題専門委員会（法第14条3項）特別な事項を調査審議が必要な場合。
- ・豊山町いじめ問題調査委員会（法第30条）再調査が必要な場合。町長の附属機関。

◇町教育委員会の取組

- （1）いじめの防止・早期発見に関すること
- （2）いじめの対応に関すること
- （3）学校評価と学校運営改善の支援

◇その他の事項

- ・「豊山町いじめ防止基本方針」の策定から2年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案してその見直しを検討する。

第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

◇「学校いじめ防止基本方針」の策定（法第13条）取組、対応、指導、研修の充実等

◇「校内対策委員会」の設置（法第22条）教職員の一致協力体制を確立する。

- ◇留意点
 - ・特定の教職員で問題を抱え込むことがないように、迅速かつ組織的に対応する。
 - ・事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。
 - ・解消状態に至った場合でも、日常的に注意深く観察するなど、再発防止に努める。

第4章 重大事態に対する対処

1 重大事態の発生と調査

（1）重大事態の意味

ア 法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。たとえば次のようなケースが想定される。
（ア）児童生徒が自殺を企図した場合 （イ）身体に重大な障害を負った場合
（ウ）金品等に重大な被害を被った場合 （エ）精神性の疾患を発症した場合

イ 法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。

ウ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったと申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態として対処する必要があることに留意する。

（2）重大事態の報告

学校は重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会へ報告する。
報告を受けた教育委員会は町長に報告する。

（3）調査の趣旨と調査主体

法第28条の調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行うものである。学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合

には、教育委員会において調査を実施する。

この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

なお、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第28条第1項の調査に並行して、町長による調査を実施することも想定しうる。この場合、調査対象となる児童生徒への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第28条第1項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図る。

(4) 調査を実施するための組織

教育委員会又は学校はその事案が重大事態であると判断したときには、速やかに組織を設ける。教育委員会が調査を行う際には、「専門委員会」が調査にあたる。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である。調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活への復帰支援や学習支援等をする。

イ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について協議し、着手する。

(6) その他の留意事項

第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、第23条第2項で行なった調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。

指定の変更や区域外就学等、いじめられた児童生徒の支援のための弾力的な対応を検討する。

(7) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

イ 調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は町長に報告する。

2 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置 町長から議会へ報告

町長：附属機関として「豊山町いじめ問題調査委員会」を設置

委員は、事案と直接の利害関係を有しない者を選任し、調査の公平・中立性を図る。

個人のプライバシーに対して十分に配慮し、その結果を議会に報告する。

教育委員会：結果を踏まえ、自らの権限・責任において、発生防止のために、職員の人的体制強化、外部専門家の配置等の支援を行う。

令和5年度 豊山町いじめ問題専門委員会委員名簿

| 所 属 | 役 職 等 | 氏 名 |
|-----------------------------------|--------|---------|
| 山下法律事務所 | 弁護士 | 下野谷 順 子 |
| 愛知県医療療育総合 センター中央病院 子どものこころ科 | 医 師 | 吉 川 徹 |
| 愛知県中央児童・障害者 相談センター | 児童相談課長 | 百 瀬 貴 子 |

<教育委員会事務局>

| 役 職 | 氏 名 |
|-----------|-----------|
| 教 育 長 | 北 川 昌 宏 |
| 教育委員会事務局長 | 安 藤 憲 司 |
| 教育参事 | 小 出 泰 司 |
| 学校教育課長 | 菊 地 智 行 |
| 教育専門員 | 小 坂 井 美 衣 |
| 学校教育グループ長 | 山 永 五 香 |

豊山町いじめ防止基本方針に基づく組織

| | 学校 | 教育委員会 | 町長部局 |
|-------|---|---|---|
| 通常の場合 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">★校内対策委員会</div> 14条① | <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content;">いじめ問題対策 連絡協議会</div> 14条① <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content;">☆いじめ問題 専門委員会 (特別の調査審議の必 要があるときに設置)</div> 14条③ | |
| 重大事態 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">★校内対策委員会 (調査組織として)</div> 28条① | or | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">☆いじめ問題 専門委員会 (調査組織として)</div> 28条① |
| 再調査 | | | <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content;">いじめ問題 調査委員会</div> 30条② |

法律上必置の組織
 法律上任意設置の組織

★と★、☆と☆の組織は兼ねる

豊山町いじめ問題の現状と取組について

1 いじめの現状

(1) いじめの月例報告より(各学校から教育委員会へ)

- 令和4年度は重大事態にあたる事案はなし
- いじめ報告の傾向
 - ・ 冷やかし、悪口、陰口
 - ・ 不適切な言葉（ぶっ殺す、死ね 等）
 - ・ たたく、蹴る
 - ・ 仲間外れ、無視
 - ・ ライン(SNS)での悪口
 - ・ オンラインゲームでの嫌な書き込み

(2) いじめアンケートの結果(R5 1学期)

【資料7】参照

2 いじめ問題の取組・対策

(1) 豊山町いじめ問題等対策委員会の実施(年3回実施予定)

- 日時 第1回 6月27日(火) (第2回11月、第3回2月実施予定)
- 参加者
愛知県教育委員会家庭教育コーディネーター、各小中学校生徒指導主事・主任
小中学校スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育支援センター
- 内容
 - ・ 情報交換(いじめの現状・問題点・解決策)
 - ・ 保護者向け啓発資料リーフレットの活用状況について 【資料8】
 - ・ スクールカウンセラーによる研修「不適応行動への学校の対応ー自傷行為ー」
 - ・ 教育支援センター「しいのき」より 現状の報告
 - ・ スクールソーシャルワーカーによる支援状況
 - ・ 愛知県家庭教育コーディネーターより 生徒指導の基本的な考えについて

(2) 教育相談の実施(各学校 学期に1回)

- 教育相談週間(1週間程度)をとり、全児童生徒と個別面談を行う

(3) 思いやりを育む取組(各学校)

- 異学年交流(縦割り集会・ペア学年・通学団)
- 相手の意見を尊重した話し合い活動の充実(各授業・道徳)

(4) 人権週間での取組(各学校)

- 人権擁護委員による人権教室
- 校長等による人権講話
- 人権を理解する作品の取組
 - ・ いじめ・差別等に関するポスター・書道・標語の募集

3 情報交換したい事項

- ・ SNSを通じたいじめ、ゲーム等オンライン上でのいじめについて
- ・ 最近の対応策について

スマートフォン・インターネットの安全な使用について(お願い)

【お子さまの からだ・こころ・いのち を見守っていますか】

身の回りでは、こんなトラブルが起っています！

- ☑ 友達からのメッセージのお知らせが鳴るたび、勉強や食事を中断してしまう。寝るときもお風呂のときもスマートフォンを手離せない。
- ☑ スマートフォンを見ながら歩いていて、自動車と接触し大けがをした。
- ☑ ゲームを続けるためにアイテムを購入し続けたら、数十万円の請求がきた。
- ☑ いたずらで学校爆破予告を掲示板に書き込んだら、警察沙汰になった。
- ☑ 友達にSNSで名前やアイコン画像を勝手に公開された。
- ☑ コミュニケーションアプリのグループ機能で楽しくやりとりしていたのに、いつの間にか自分以外の3人が別のグループを作り、自分の悪口で盛り上がっていた。
- ☑ GPSをオンにしたままSNSを使っていたら、ストーカーに自宅を特定された。
- ☑ 匿名でSNSにコメントを書き込んでいたら、個人が特定された。

こうしたトラブルから
子どもたちを守るために

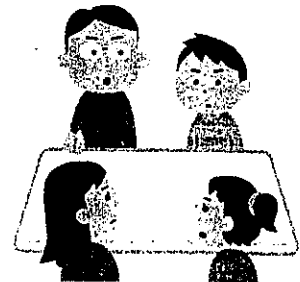


<子どもをトラブルから守るために親ができることがあります>

- 1 必要のないスマートフォンやデジタル機器等は持たせないようにする。
- 2 「フィルタリング」や「ウイルス対策ソフト」などを活用し、子どもが安心してスマートフォン等を使える環境をつくる「ペアレンタルコントロール」を行う。
※ 18歳未満が使用する端末へのフィルタリング設定は法律上の義務です。
- 3 年齢に応じて、インターネットやスマートフォン等についてのルールをつくる。

<子どもと一緒にルールを作りましょう>

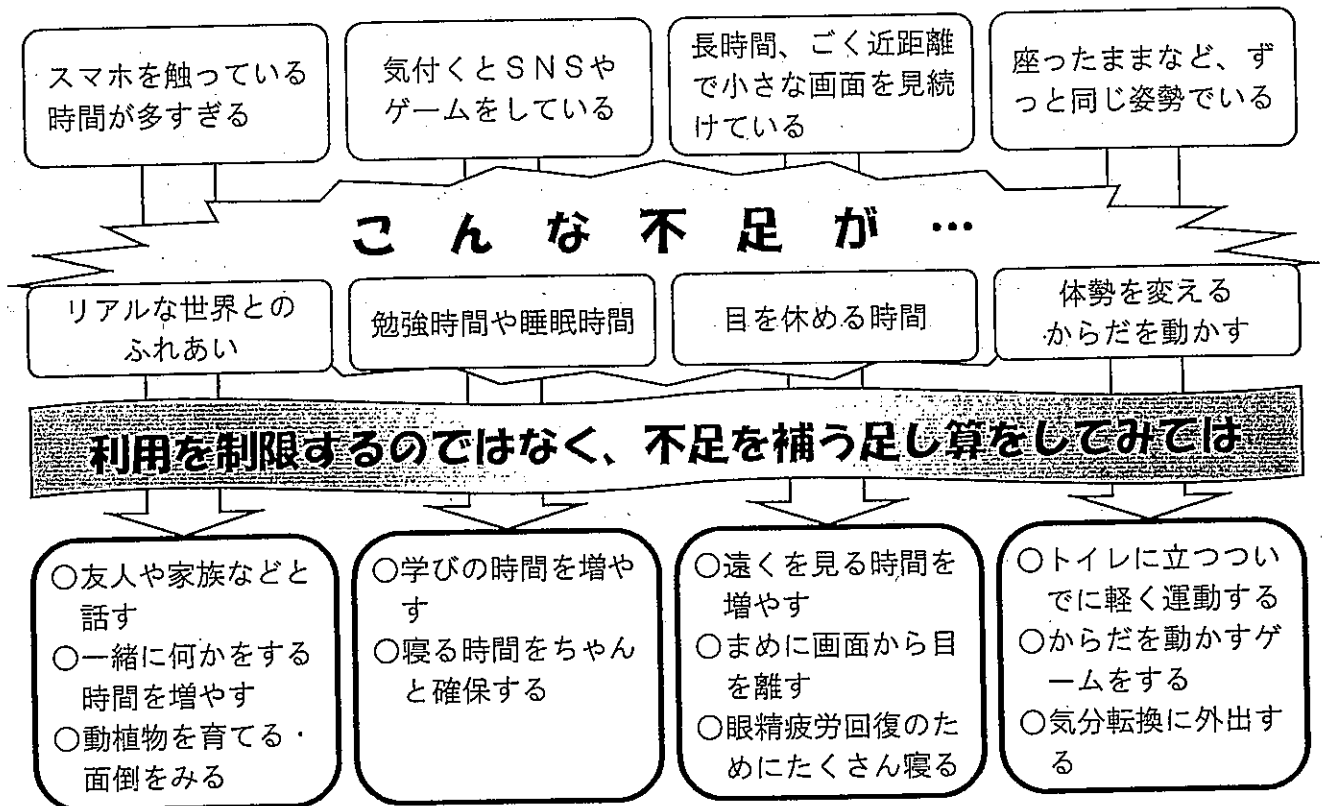
- 1 子どもと一緒に利用状況を確認する。
- 2 インターネットの利用目的やリスクについて話し合う。
- 3 ルールを押し付けず、なぜルールが必要なのか理解させる。
- 4 ルール違反があった場合、どうするか事前に決めておく。
- 5 子どもの知識や能力に応じてルールを見直す。
- 6 相手の家にもルールがあることを理解させ、友達とも話し合いをさせる。
- 7 何かあったら必ず保護者に相談させる。



子どもが安全にネット利用するためには、次の2つが大切です。

- ①保護者がネット利用環境を整える「ペアレンタルコントロール」を行うこと
- ②子どもと一緒にネット利用のルール作りをして自己管理ができるようにさせること

👉 からだを守るためのポイント



👉 こころ・いのちを守るためのポイント

1. 日頃よく使うSNSの“プライバシー設定”を行いましょう

- アカウントの公開・非公開設定
- 自分がDM(ダイレクトメッセージ)を受け取れる人の範囲設定
- 自分の投稿を読める人の範囲設定
- 自分の画像へのタグ付け許可設定

2. SNSの「ここまではOK」「ここからはNG」を決めておく

- 深刻なことやプライバシーに関することは書き込まない
- DMを断ち切る
- 決して応じず、1人で抱え込まず、身近な大人に相談する
- 迷ったら、すぐ&ハッキリ断る

3. ネットだけに頼らずリアルな解決法も大事にしよう

- スマホを置いて深呼吸、音楽を聴く、好きなことをするなど気分をかえてみる
- たまったモヤモヤ・イライラをノートにどんどん書いて、声に出して言って、はき出してみる
- 悩んでしまったら、考える時間を決めておき、その時間を過ぎたらそれ以上悩まず寝てしまう
- 家族や先生、心を許せるリアルな友人などに相談してみる

参考資料 <総務省発行 「インターネットトラブル事例集(2023年版)」>

詳しい内容は、下記のアドレス、QRコードからご覧になれます。

総務省総合通信基盤局消費者行政第一課

https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/



保護者の皆様へ

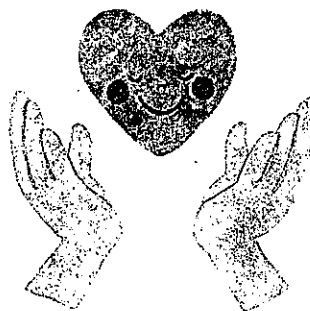
人はストレスや何かしらの「こころの痛み」があるとき、うまく対処できずに自分で自分を傷つけてしまう場合があります。手首を傷つけるリストカットや薬の過量服薬など、故意に自分を傷つけてしまう行為を「自傷行為」と言います。

周囲の大人が、子どもの気持ちを理解して適切に関わることが、子どもを支えることにつながります。

お子さんが自傷行為をしていると気づいたら・・・

してほしいこと

- ・傷の手当や身体のケアをきちんとしましょう
- ・子どもの話をよく聴きましょう
- ・背景の問題に目を向けましょう
- ・たとえ自傷行為自体は受け入れられなくても、子ども自身のことは受け入れ、「大切に思っている」と言葉で伝えましょう
- ・早期に医療機関等に相談しましょう。



してはいけないこと

- ・子どもを一人きりにする
- ・話をよく聴かず、ただ非難したり、叱責したりする
- ・自傷行為をやめさせることだけにこだわる
- ・「自傷するのはただ関心を引きたいだけだ」などと決めつける
- ・説教する



どうして自分を傷つけたくなるの？



自傷行為をしてしまう理由には、以下のようなものが考えられます。

- 不安、悲しみ、怒り、恥などの感情的苦痛をやわらげるため
- 体の痛みを感じることで、こころの痛みを感じないようにする
- 周囲への助けを求める SOS のサイン
- 「自分が自分である」という感覚など生きていることを実感するため

自傷行為についての誤解

□誤解：周囲の気を引くためにしている

⇒本人が周囲へのアピールを意図して自傷行為をすることはあまりないと言われています。

□誤解：一時的なもので、無視していればやめる

⇒自傷行為を自然にやめていくという調査報告はありません。こどもからの深刻なSOSととらえましょう

□誤解：自傷行為は自殺とは違う

⇒自傷と自殺未遂との区別は難しい場合も多く、相談機関につなげることが大切です

ご家庭だけで抱え込まず、学校や相談機関と一緒にお子さんを支援しましょう

<相談できる専門機関>

あいちこころホットライン365 (こころの健康に関する相談)

TEL052-951-2881 受付時間：毎日 9:00～20:30 電話相談(面接相談なし)

愛知県精神保健福祉センター (精神疾患等、精神保健福祉に関する相談)

TEL052-962-5377 受付時間：平日 9:00～12:00 13:00～16:30

電話相談・面接相談(要予約)

豊山町保健センター

TEL0568-28-3150

児童相談所

全国共通ダイヤル 189 毎日 24 時間 電話相談 (面接なし)